大臣許可漁業の種類	記載事項
沖合底びき網漁業	１　漁業の方法（１そうびき又は２そうびきの別） ２　階層名 ３　推進機関の種類及び馬力数
以西底びき網漁業	１　漁業の方法（１そうびき又は２そうびきの別） ２　推進機関の種類及び馬力数
遠洋底びき網漁業	同　上
大西洋等はえ縄等漁業	使用漁具の種類及び規模
太平洋底刺し網等漁業	同　上
大中型まき網漁業	１　漁業の方法（１そうまき又は２そうまきの別） ２　階層名 ３　魚そうの容積
基地式捕鯨業	１　使用しようとする鯨体処理場の所在地及び名称（２以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。） ２　もりづつの口径
母船式捕鯨業	申請に係る船舶と同一の船団に属する母船又は独航船の名称及び総トン数
かじき等流し網漁業	船舶に搭載する漁具の規模
東シナ海等かじき等流し網漁業	同　上
かつお・まぐろ漁業	１　漁業の方法（釣り漁業又は浮きはえ縄漁業の別） ２　階層名
北太平洋さんま漁業	集魚灯の種類及び消費電力の総和
ずわいがに漁業	使用漁具の種類及び数量
日本海べにずわいがに漁業	同　上

備考

推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第１条第７項に規定するものを記載すること。